

平成27年度 事業報告書
 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
 特定非営利活動法人はすのは

1 事業の成果

「はすのは」の事業内容は、定款第5条にあるとおり、救済や安否確認で自殺や再犯を防止するものです。

- ① サ再犯させない事業 刑余者の再犯を防ぐ事業。
- ② シ死なさない事業 貧困者や刑余者の自殺や孤独死を防ぐ事業。
- ③ ス住まいを確保する事業 貧困者や刑余者の住居や保証人を確保する事業。
- ④ セ生活を確保する事業 貧困者や刑余者を生活保護などに誘導し、生活できるようにする事業。
- ⑤ ソ相談を解決する事業 貧困者や刑余者の相談を受けて解決する事業。

この1年間で、新しい相談者37名を迎え、これも含めて93名の安否確認を行った。事務所を「溜まり場」にして来所した人が延べ638人、訪問した人延べ289人になった。その結果自殺は出さなかったが、自宅で病死1名を出し、再犯を2名出した。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額
救済安否確認事業	①再犯させない事業、 ②死なさない事業、③ 住まいを確保する事業 ④生活を確保する事業 ⑤相談を解決する事業	常時	事務所及び対象者 自宅や病院など	16名	93名	203万 0325 円

(2) その他の事業 実施なし。

3 詳細報告内容

(1) 今年度の新しい相談者 氏名はすべて偽名

新しい相談者37名、そのうち再度来た相談者6名、これらも含めて安否確認した対象は93名。

相談者の区分、貧困者20、刑余者14、ホームレス2、不明1。

救済内容は、生活保護受給14、生活相談7、住居確保16、住居相談4、借家保証人確保9、債務整理6。

依頼された相手、官署から4、司法機関から1、救済機関から1、救済団体から3、不動産屋から1。

依頼した相手、救済機関へ2、法テラスへ1、官署へ1、弁護士へ1、医療機関へ1。